防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】☎539・2061または☎539・2062

固定資産に関するお知らせ

▼新築家屋調査のお願い

平成29年中に新築された家屋は、平成30年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

課税の根拠となる適正な価格（評価額）を算出するため、家屋の外部および内部を調査させていただきます。

調査がまだ済んでいない家屋につきましては、職員が調査のお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

調査は一般的な家屋の場合、30分程度で終了します。

▼増築家屋について

平成29年中に増築された家屋は、平成30年度から固定資産税・都市計画税が課税されることになります。

このため、増築部分の評価を行う必要があります。家屋を増築された方は、ご連絡ください。

▼平成29年中に家屋を取り壊した場合

取り壊した家屋の固定資産税・都市計画税が平成30年度から課税されなくなりますので、ご連絡ください。

▼平成29年中に家屋の用途が変更になった場合（店舗から居宅等）

平成30年度から課税の計算方法が変わる場合がありますので、ご連絡ください。

▼住宅改修に対する固定資産税減額のお知らせ

現在お住まいの住宅のうち、①耐震改修工事②バリアフリー改修工事③省エネ改修工事のいずれかを行った場合、申告により固定資産税が減額になる場合があります。

詳しくは市ホームページまたは課税課資産税係までお問い合わせください。

【問合せ】課税課資産税係☎551・1614

12月の納税のお知らせ

12月は、固定資産税・都市計画税（第3期）、国民健康保険税（第6期）、介護保険料（第6期）、後期高齢者医療保険料（第6期）の納期です。

納期限は12月28日㈭ですので、お忘れのないようご納付ください。

口座振替は12月28日㈭の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】収納課☎551・1578

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認について

年末調整および確定申告に用いる国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額に関する電話での問い合わせは、個人情報保護の観点から、お受けしていません。納付額を確認する場合は、身分証明書を持参し、市役所1階3番収納課窓口にお越しください。

なお、納税義務者と別世帯の方が来庁される場合は、身分証明書に加え、納税義務者からの委任状が必要です。

【問合せ】・収納課☎551・1578

・保険年金課保険年金係☎551・1640

・保険年金課後期高齢医療係☎551・1767

・介護福祉課介護保険係☎551・1764

年金だより

▼源泉徴収票が送付されます

老齢年金は、所得税法上の雑所得として課税の対象となります。

65歳未満で老齢年金の額が108万円以上の方や、65歳以上で老齢年金の額が158万円以上の方は、所得税を年金から源泉徴収することになっています。

老齢年金を受け取っている方には、日本年金機構から「源泉徴収票」が1月下旬に送付される予定ですので、確定申告等の際にご活用ください。

もし「源泉徴収票」を紛失された場合は再発行ができますので、年金事務所へお問い合わせください。

※障害年金・遺族年金は非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

【問合せ】・ねんきんダイヤル☎0570・05・1165

・青梅年金事務所☎0428・30・3410

平成28年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします　【問合せ】保険年金課保険年金係☎551・1640

平成28年度の国民健康保険特別会計決算は、平成27年度に引き続き黒字となりました。これは、前年度繰越金があったことなどが要因として考えられますが、一般会計からの7億4千万円の赤字の補てんも行っており、結果的に黒字となったもので、依然として苦しい運営の状況は変わっていません。

〈平成28年度決算の傾向〉

平成28年度は、歳出の保険給付費（医療費等の現物給付と現金給付との合計額）が、前年度比較で2.2%（約9,743万円）減少となりました。また、歳入の国民健康保険税が、被保険者数の減少などもあり、前年度比較で4.9%（約6,565万円）減少となりました。

〈加入世帯・被保険者数の状況〉

平成29年3月末現在の加入世帯数は11,622世帯、被保険者数は17,532人で、市全体に占める割合は、世帯数が約39%で被保険者数が約30%となっています。

〈歳入・歳出及び財源状況〉

●歳入（図1）

被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約15%です。また、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰り入れられた金額（一般会計繰入金）は、全体の約13%にのぼり、この繰入金には、国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払の不足額を補うための赤字補てん分が含まれています。

●歳出（図2）

被保険者の皆さんへの現物給付および高額療養費などの現金給付を行う「保険給付費」は、支出全体の約57%を占めます。また、後期高齢者支援金等（後期高齢者医療保険制度に使われる財源）は約13%、介護給付費納付金（介護保険制度に使われる財源）は約5%です。

※現物給付とは、医療機関で受診する際の給付で、被保険者が医療機関の窓口で支払う医療費負担を除いた残りの医療費のことです。これは、国民健康保険特別会計から医療機関へ支払われます。

※現金給付とは、被保険者へ現金で支給されるもので、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の7割分が支給されるなど、国民健康保険特別会計から被保険者に後日現金で支払われます。

●医療費一人当たり財源内訳（図3）

円グラフ中央の数字は、28年度中に国民健康保険特別会計から支払った被保険者一人当たりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が238,000円、退職被保険者（被扶養者も含む）が373,000円です。

円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけ充てられているかを表しています。

－国民健康保険被保険者の皆さんへ－

平成28年度の歳入部分の国民健康保険税は約12億7,452万7千円となっていますが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた平成28年度現年度保険税のみでは約11億7,730万5千円になります。本来見込まれていた収入予定額（調定額）は28年度現年分のみで約13億1,818万9千円で、収入予定額から実収入額を引くと約1億4,088万4千円という金額が出てきます。この金額が28年度末で未収となりました。現年度分収納率では、前年度の89.6%から平成28度は89.3%となり、0.3ポイント下がっています。

もし1億4,088万4千円が納付されていれば、28年度は一般会計からの純粋な財源不足（赤字）補てん額は7億4千万円ですので、財源不足（赤字）補てん額は約6億円で済んでいたことになります。

●納付にご協力を

被保険者の方が相互に手を取り合って支えあう「互助の精神」の実践が国民健康保険の制度の維持につながります。なお、納期内納付が困難なときは、ご相談にも応じています。

●「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を通知します

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年10回お送りしています。これは先発医薬品からジェネリック医薬品に変えた場合の差額が100円以上になる方に通知しています。

通知には現在の使用薬品名、現在使用している薬の自己負担額と、その薬をジェネリック医薬品に変更した場合の節減額等が表示されています。

ジェネリック医薬品の利用については、病院や薬局で受診した際、医師、または薬剤師にご相談ください。

●保険証の医療機関への提示について

保険証は医療機関等で保険適用の医療行為や調剤を受ける場合、必ず提示してください。保険証を提示しない場合や有効期限の過ぎた保険証を医療機関に提示した場合、保険適用による医療が受けられない場合がありますのでご注意ください。

図1・歳入

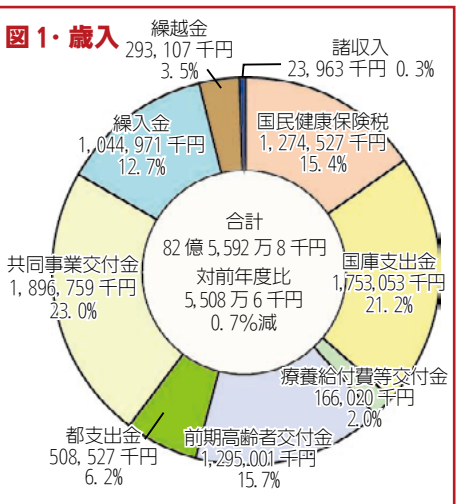

図2・歳出

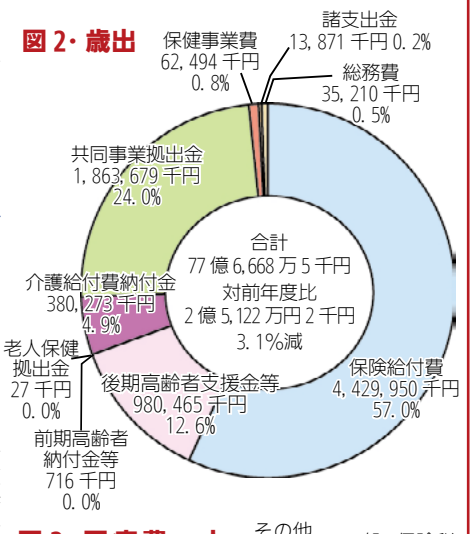
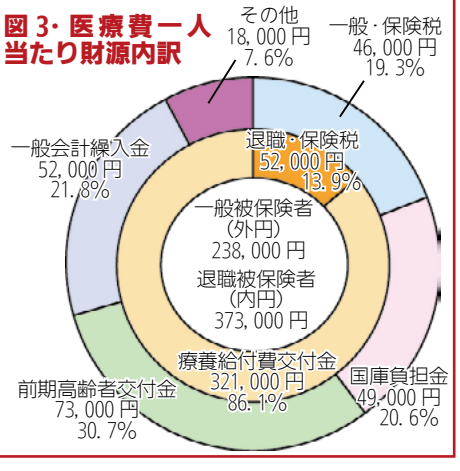
図3・医療費一人当たり財源内訳